

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生涯スポーツ社会の実現に向けて、スポーツを通して地域コミュニティの醸成を図るため、関係団体が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内において長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合型地域スポーツクラブ 各小・中学校区に拠点を置き、地域住民が自発的・主体的に運営し、次に掲げる要件を満たす組織（以下「クラブ」という。）をいう。
 - ア 地域住民が中心となり会則を制定し、会費等により自主運営がなされていること。
 - イ 2種目以上のスポーツ活動ができること。
 - ウ 会員が子どもから高齢者までの多世代で構成され、体力・技能に応じて活動できること。
 - エ 活動拠点となるスポーツ施設があり、週1回以上定期的・継続的にスポーツ活動を行うことができること。
- (2) 学校開放運営協議会 各小・中学校区において、長岡京市立学校施設開放事業実施要綱に基づいて、利用する団体で構成された組織（以下「協議会」という。）をいう。

(補助対象団体及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象は、クラブ（創設準備段階含む。）及び協議会とし、補助金の額についてはその活動形態に応じて、別表1に定める額を上限として予算の範囲内で定める。

2 クラブは協議会を兼ねることができる。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとし、補助対象となる経費は別表2に掲げる経費とする。

- (1) クラブの運営事業
- (2) クラブの会員や地域住民を対象としたスポーツ体験教室及びスポーツフェスティバル等の開催事業

- (3) クラブの活動や理念を広報する啓発事業
 - (4) 協議会の運営事業
 - (5) 協議会を構成する団体間の連絡調整及び連帯事業
- (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長が指定する日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号の2）
 - (2) 収支予算書（様式第1号の3）
 - (3) 規約（会則）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、この要綱に基づく補助対象事業に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に關係書類を添付して市長に提出すること。
- (4) 前号の規定にかかわらず、運営費の補助を行う場合にあっては、3月末日までに事業年度を完了し、事業終了報告書に關係書類を添付して市長に提出すること。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認

を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業計画変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業終了報告）

第8条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業終了報告書（様式第5号）に次の書類を添付して事業の完了した年度の3月末日までに市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書（様式第5号の2）

(2) 収支決算書（様式第5号の3）

(3) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第9条 市長は、前条の終了報告書を受け付けた場合において、当該報告に係る書類の審査により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付請求書（様式第7号）により請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、補助事業の性質上、市長が特に必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、その活動及び事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金概算交付請求書（様式第8号）に第6条の交付決定通知書の写し及び概算交付を必要とする理由を付して市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び変更）

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この要綱に違反した場合

(2) 補助金を目的外に使用した場合、不当に使用したと認められる場合、又は使用

しなかった場合

- (3) 補助金の交付に付した条件に違反した場合
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められる場合
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨にそわないと認められる場合

2 前項の規定により取り消し、又は変更する場合は、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第9号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金等の返還）

第13条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金返還命令通知書（様式第10号）により補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、第11条の規定により補助金の交付を行った場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、当該補助事業者に対して、その差額を期限を定めて返還させることができる。

3 市長は、前2項に規定する補助金の返還が納期限までに実施されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 総合型地域スポーツクラブの組織化及び定着化事業補助金交付要綱は廃止する。
- 3 学校開放補助金交付規程は廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助金の交付限度額

第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号の事業を実施するクラブ		補助金交付限度額		
		1 年目	2 年目	3 年目
1) 創設準備	クラブの創設へ向けた準備期間	80,000 円	80,000 円	
2) 創設活動	クラブの創設に取り組む期間	交付限度額 1,500,000 円とし、他団体から助成を受ける場合は、その助成金額分を減額して交付する。	交付限度額 1,500,000 円とし、他団体から助成を受ける場合は、その助成金額分を減額して交付する。	
3) 定着活動	クラブを創設し活動を定着させる期間	500,000 円	300,000 円	150,000 円
		クラブの事務連絡用に電話を設置する場合、その実費相当額を 1 回に限り交付する。		
第 4 条第 1 項第 4 号の事業を実施する協議会		年額 20,000 円		
第 4 条第 1 項第 5 号の事業を実施する協議会		年額 80,000 円		

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費及び経費処理基準

科 目	内 容	証憑書類等の整備
① 諸 謝 金	研修会講師や実技指導者への謝金。運営委員会・設立準備委員会の出席謝金	必ず個人領収書とし、日時・事業名を明記すること。
② 旅費交通費	講師や指導者の交通費実費。先進クラブ視察に伴う交通費実費。・各種研修会等への参加交通費実費	必ず個人領収書とし、日時・事業名を明記すること。
③ 借 損 料	会場借り上げ料や資料コピー代など。	領収証を添付すること。
④ 印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム、クラブ広報誌、会議資料等の印刷費など	領収証を添付すること。
⑤ 消 耗 品 費	事務用文具代、OA機器用消耗品、スポーツ用消耗品、写真代など	領収証を添付すること。
⑥ 会 議 費	会議開催時のお茶代	領収証を添付すること。
⑦ 通 信 運 搬 費	郵送代 (切手・ハガキ)	領収証を添付すること。
⑧ 賃 金	事務局運営スタッフ等賃金 (例: 経理処理、要項作成、広報誌作成など)	必ず個人領収書とし、勤務日・時間を明記すること。
⑨ 保 険 料	スポーツ傷害保険など	領収証を添付すること。
⑩ 備 品 購 入 費	事務運営上及びスポーツ教室等に必要な備品	領収書を添付すること。 備品台帳を整備すること。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

㊞

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助金交付申請書

年度において、別紙計画により長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業を実施いたしますので、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記金額の補助金を交付願いたく別紙関係書類を添え申請いたします。

記

1. 交 付 申 請 額 金 _____ 円

2. 添 付 書 類

- 1) 事業実施計画書 (様式第1号の2)
- 2) 収支予算書 (様式第1号の3)
- 3) 規 約 (会 則) (案を含む。)
- 4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第5条関係）

年度 事業実施計画書

[団体名]

月	日	事業内容	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

注：4月から翌年3月20日までに実施する事業を記入すること。

様式第1号の3（第5条関係）

年度 収 支 予 算 書

[団体名]

[収 入]

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
計				

[支 出]

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	摘 要
計				

(注)支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

様

長岡京市長

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金については、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記の条件を付して交付決定したので通知する。

記

1. 補助事業名 _____ 事業

2. 補助決定金額 _____ 金 _____ 円

3. 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱に基づく補助対象事業に使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 補助の目的に反し補助金を使用した場合は、補助金の一部又は全部を返還させることができる。
- (3) 事業は当該年度の3月20日までに完了し、3月末日までに事業終了報告書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、運営費の補助を行う場合にあつては、3月末日までに事業年度を完了し、事業終了報告書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (5) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助事業計画変更承認申請書

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金等交付要綱第7条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 申請及び決定年月日 申 請 年 月 日
決 定 年 月 日

3 変更理由

区 分 事 業 内 容		変 更 前		変 更 後	
		事 業 項 目	金 額	事 業 項 目	金 額
計					
財 源 内 訳	市 補 助 金				
	自 己 資 金				
	そ の 他				
その他の参考事項					

様式第4号（第7条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

団体名

様

長岡京市長

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費
補助事業計画変更承認書

年 月 日付をもって申請のあった事業計画変更については承認し、下記のとおり変更交付決定したので通知する。

記

1) 変更承認後補助金見込額 金 円

長岡京市長 様

住 所
団 体 名
代 表 者 名

Ⓔ

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助事業終了報告書

年度長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業を完了したので、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金等交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 完了年月日
2. 添付書類
 - (1) 事業実績報告書（様式第5号の2）
 - (2) 収支決算書（様式第5号の3）
 - (3) 事業実施に関する資料

様式第5号の2（第8条関係）

年度 事業実績報告書

[団体名]

月	日	事業内容	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

注：4月から翌年3月20日までに実施する事業を記入すること。

様式第5号の3（第8条関係）

年度 収 支 決 算 書

[団体名 _____]

[収 入]

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

[支 出]

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較	摘 要
計				

(注)支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

[支 出]

(単位：円)

収入合計 _____ 円 - 支出合計 _____ 円 = _____ 円 (次期繰越金)

様式第6号（第9条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令 号をもって交付決定した、 年度長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助事業に対し、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

交付確定額 金 _____ 円

交付決定額 金 _____ 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

㊞

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助金交付請求書

年度長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金の交付額の確定通知を受けたので、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 _____ 円

2. 添付書類

(1) 交付確定通知書の写し

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 名

印

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ
醸成事業費補助金概算交付請求書

年度長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金の概算交付を受けたいので、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 _____ 円

2. 請求内訳

(単位：円)

交付決定額	前回までの受入済額	今回請求額	今後請求見込額

3. 概算請求の理由

4. 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成
事業費補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）による長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金の交付の決定の全部（一部）を次のとおり取消（変更）したので通知します。

1. 補助金事業の名称
2. 交付決定の取消（変更）額

交付決定額 _____ 円

今回取消（変更）額 _____ 円

更生決定額 _____ 円

3. 取消（変更）をする理由

4. 取消（変更）をする事業の内容（取消額・変更額の算定基礎）

様式第10号（第13条関係）

長岡京市指令教第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成
事業費補助金返還命令通知書

年 月 日付（長岡京市指令教第 号）により交付決定通知をし、既に交付した 年度の長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金について、長岡京市スポーツでつくる地域コミュニティ醸成事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

1. 返還を命ずる額 金 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 取消し（変更）をする理由

※上記期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。